

令和 8 年 6 月 15 日

保護者の皆様

社会福祉法人イエス団
認定こども園 聖浄保育園

令和 7 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 7 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、下記のとおり、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る保育料を減じた額」となります。

児童 1 人あたりの公定価格の額 (月額)	
教育標準時間認定 (1 号)	
3 歳児	204,486 円
4 歳以上児	192,706 円
保育認定 (2・3 号 標準時間)	
乳児	281,601 円
1・2 歳児	169,241 円
3 歳児	81,761 円
4 歳以上児	70,581 円
保育認定 (2・3 号 短時間)	
乳児	275,411 円
1・2 歳児	162,941 円
3 歳児	75,521 円
4 歳以上児	64,341 円

$$\text{—} \quad \boxed{\text{各保護者がお支払いになった保育料 (月額)}} \quad \text{=} \quad \boxed{\text{本園が代理受領した施設型給付費の額 (月額)}}$$

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、大阪市から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 7 年度の実績を御報告するものです（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や保育料の支払い等が発生するものではありません）。